

## 第2章 第7期計画の取組と課題

この章では、第7期（平成30年度～令和2年度）丸森町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における各施策の取組状況と課題を示します。

## 1 健康長寿のための健康づくりと介護予防の推進

### (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

#### 取組状況

- 疾病の早期発見・早期治療を目的として、各種がん検診、成人の健康づくり健診、後期高齢者健診、骨粗しょう症検診、人間ドック、脳ドック等を実施するとともに、がん検診では休日検診や複数の検診の同時実施等、受診しやすい環境の整備に努めています。  
また、内臓脂肪型肥満に着目し、糖尿病等の生活習慣病の予防を目的とした特定健診を実施し、その結果に基づき、生活習慣改善のための特定保健指導や情報提供、受診勧奨等の事後指導を行っています。
- 町民一人ひとりが自分に合った健康づくりに取り組めるよう支援するため、特定健診の結果が保健指導域の方を対象とした生活習慣病予防教室や、体組成計を活用した健康づくり相談、糖尿病性腎症重症化予防事業、住民自治組織等と連携した生活習慣病予防事業等の生活習慣病予防・重症化予防事業を実施しています。  
また、関係機関と連携し、事業所健診等の場を活用して減塩に関する展示や体成分測定等を行い、働き盛り世代の健康づくりを支援しています。
- 住民との協働による健康づくりの取組を推進するため、食生活改善推進員、保健推進員、運動推進員、げんまる推進委員等の健康づくりを推進するリーダーの養成・育成と活動支援に取り組んでいます。
- 広報誌配布や講演会を実施し、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発を図るとともに、こころの悩みを安心して相談でき、適切な支援が受けられるよう、相談事業の充実と相談窓口の周知に努めています。  
また、関係機関等と連携し、こころのケアを必要とする方の把握に努め、支援事業につないでいます。  
さらに、平成31年3月に「まるもり こころ・いのち支援プラン」（丸森町自殺対策計画）を策定し、関係機関や団体等と連携しながら、生きるための包括的な支援を推進しています。
- 町民一人ひとりが健康に関する正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、広報誌やホームページ等を活用し、ライフステージに応じた健康づくりに関する情報提供に努めています。
- 令和元年東日本台風災害による避難生活の長期化に伴い、こころの不調

や身体活動量の低下、食生活の乱れ等による健康状態の悪化が懸念されるため、被災者の健康状態の把握や要フォロー者への訪問等を実施しています。

### 課題

- 各種健診やがん検診等の受診率向上のため、健診等の重要性を啓発するとともに、受診しやすい環境の整備や未受診者への働きかけを強化する必要があります。
- 生活習慣病は重症化すると要介護状態の要因になることから、健康日本21地域計画（げんまる21）に沿って関係機関と連携し、運動や食事、口腔ケア、受動喫煙防止や適正飲酒等健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、保健指導や健康相談・健康教育等の生活習慣病予防・重症化予防対策を更に推進する必要があります。
- 住民との協働による健康づくりの取組を推進するため、健康づくりを担う組織やリーダーの養成・育成と体制の見直し・整備が必要です。
- 被災者の健康状態の悪化を防ぎ、自立した生活を支援するため、関係機関等と連携し、被災者の健康状態を把握しながらこころのケアや健康づくりを支援していく必要があります。

### (2) 介護予防・重度化防止の推進

#### 取組状況

- 介護予防・生活支援サービス事業では、高齢者が自立した生活を続けるよう、現行の訪問介護や通所介護に加え、多様な事業主体による生活支援や機能訓練等、高齢者のニーズに合ったサービスの提供に取り組んでいます。
- 要支援1・2該当者または生活機能の改善が必要な高齢者に対し、リハビリテーション専門職による運動器の機能向上に特化したプログラムの運動教室を実施しています。  
また、介護予防の必要性を理解し、運動に取り組むきっかけづくりとするため、介護認定非該当者を対象に元気アップ講座を開催しています。
- 認知症及び閉じこもり予防支援を目的に介護サービス事業所と連携して通所事業を開催し、参加者同士の交流のほか、脳トレや創作活動、軽

運動等楽しく介護予防に取り組んでいます。

- 住民主体の通いの場を推進するため、健康づくり・介護予防に関心のある地域住民で構成する団体等に対し「運動サロン」の設立支援や運営費補助を行うとともに、介護予防運動に関する専門職の派遣やリーダー研修を行い、地域住民が自主的に継続して介護予防運動に取り組むことを支援しています。
- 地域ぐるみで介護予防を推進するため、丸森町社会福祉協議会との連携により、ふれあいサロンを運営するボランティアに対する研修等を実施し、活動の支援に努めています。
- 地域における住民の通いの場（ふれあいサロン・お茶飲み会等）に保健師・栄養士が出向いて、介護予防等に関する講話をを行う「すこやか生活応援講座」を令和元年度から開始し、地域の状況に応じた普及・啓発を行う体制を整えています。
- 町の広報誌やホームページ等を活用し、介護予防の普及・啓発に関する情報提供に努めています。
- 地域包括支援センターが中心となり、民生委員、行政運営推進委員、医療機関、地区担当保健師等と連携し、生活機能の低下が心配される高齢者の把握に努めています。

### 課題

- 介護予防事業への参加状況や実施中の様子、事業参加後の成果を評価し、維持・改善につなげる取組が必要です。
- 一般介護予防事業と多様なサービスである短期集中サービス等の連携を図り、要介護状態にならない取組ができる体制づくりが必要です。
- 介護予防に加え疾病予防・重症化予防の促進を目指し、通いの場において効果的に専門職が関わりながら、健康づくりについて身近な場所で参加できるようにすることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、感染予防のため外出自粛による生活不活発からのフレイルを予防するため、感染対策を十分に図りながら介護予防事業に取り組むことが必要です。

### (3) 社会参加・生きがいづくりの推進

#### 取組状況

- 高齢者を対象とした各種講座、つどい等を開催し、生涯学習の推進に努めています。
- 老人クラブ等への支援を通して、高齢者の地域活動等への参加を推進しています。
- 丸森町シルバー人材センターと連携し、高齢者が自らの経験や知識、技術を活かしながら活躍できるよう、高齢者の雇用促進に努めています。

#### 課題

- 高齢者のライフスタイルやニーズに応じた趣味や生きがいが見つけられるよう、幅広い分野での生涯学習の推進が必要です。
- 高齢化が進む中でも地域の活力を維持していくためには、元気な高齢者が、ボランティア活動や就労的活動などの社会参加を通じて支援の担い手となり活躍できる仕組づくりを広げていくことが必要です。
- 女性に比べて男性の社会参加の機会が少ないことから、男性が参加しやすい場の提供や男性の居場所づくりを進めていく必要があります。

## 2 地域における支え合いと高齢者見守りの推進

### (1) 地域における支え合いの推進

#### 取組状況

- 丸森町社会福祉協議会や住民自治組織、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と連携し、高齢者の見守りや閉じこもり防止のため、ふれあいサロン事業の運営や立上げの支援を行い、地域で気軽に集える通いの場の整備を推進しています。
- 住民ボランティアの育成・支援を行うとともに、地域における課題や資源の把握を行い、地域で共に支え合う体制の確保に向けた取組を進めています。

※ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは  
地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握した上で、地域における担  
い手の育成、関係者のネットワーク化、地域のニーズと地域資源のマッチング等  
を行う人です。

### 課題

- 閉じこもりがちな高齢者に対し、民生委員や行政運営推進委員、生活支  
援コーディネーター等と連携しながら、通いの場等への参加を促し、見守  
りや介護予防に繋げていく必要があります。
- 住民ボランティアや地域の担い手の高齢化が進んでいるため、地域での  
様々な活動における多世代の参加や交流を促し、担い手の育成や新たな人  
材の確保を図る必要があります。
- 住民自治組織や生活支援コーディネーターと連携しながら、各地区で住  
民ボランティアや地域の担い手が活動できる拠点を整備し、より地域に密  
着した活動を行っていく必要があります。
- 丸森町社会福祉協議会をはじめとする各種団体や高齢者も含めた多世  
代の地域住民との連携・協働を図り、地域で共に支え合う体制の整備を推  
進していく必要があります。

---

### （2）高齢者見守り体制の充実

### 取組状況

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、郵便局、農業協同  
組合、金融機関等と連携した高齢者見守りネットワークを構築し、高齢者  
の異変を早期に発見して速やかに必要な支援につなぐ取組を実施してい  
ます。

### 課題

- 協力団体等との情報共有を行う場の設定など、体制を更に充実させてい  
く必要があります。

### (3) 災害時の支援体制の充実

#### 取組状況

- 民生委員や行政運営推進委員、自主防災組織等との連携・協力により、災害等の際に自ら避難することが困難な方を「避難行動要支援者名簿」に登録し、災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図っています。
- 避難支援等関係者（民生委員・行政運営推進委員・自主防災組織等）と協定を締結して「避難行動要支援者名簿」及び「個別計画書（あんしんカード）」を提供し、地域の中で日頃の見守りと災害等の支援を行う体制の整備を推進しています。

#### 課題

- 災害対策基本法において、避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供は、本人の同意を得たものは平常時からできますが、本人の同意を得ていないものは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にできるとされているため、名簿提供の時期や提供の方法・手段について、ある程度の判断基準等を定めておく必要があります。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供した場合に、地域において支援活動を速やかに行うことが困難なケースもあり得ることから、令和元年東日本台風時の教訓を踏まえ、その対応策を検討する必要があります。
- 名簿情報は年1回更新することとしていますが、地域の実情に合わせ、現況に即した定期的な更新を行う取組を進める必要があります。

### (4) 権利擁護の推進

#### 取組状況

- 高齢者の権利擁護に関する相談窓口を周知し、関係機関と連携して虐待の早期発見に努めています。
- 高齢者虐待やその兆候が発見された場合は、地域包括支援センターを中心に関係者・関係機関等と連携し、高齢者や養護者への早期の適切な対応に努めています。
- 認知症等で判断能力が不十分な高齢者を守るため、成年後見制度等の利

用に関する相談に対応し、制度の周知や理解の促進に努めるとともに、町長申立てや後見人等への報酬助成などの制度を有効に活用できるよう支援しています。

- 多様化している消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の手口や相談窓口等に関するポスター掲示や啓発物資等の配布により、普及・啓発に努めています。また、消費生活センターなどの関係機関等と連携し、被害を受けた場合の救済に努めています。

### 課題

- 高齢者虐待を早期に発見し、虐待を受けている高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、引き続き地域住民に対して権利擁護について啓発し、相談窓口を周知していくとともに、地域関係者との連携を更に強化していく必要があります。
- 判断能力が不十分な高齢者の生活の安全を確保するため、成年後見制度についての普及・啓発や相談対応を行うとともに、丸森町社会福祉協議会で実施している地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）も活用しながら、支援を強化していく必要があります。
- 多様化する消費者被害の最新情報の収集に努め、情報提供することにより被害を未然に防止できるよう、関係機関等と連携し、啓発を強化していく必要があります。

## 3 地域生活を支えるサービスの充実

### (1) 相談・支援体制の充実

#### 取組状況

- 高齢者や家族のための総合相談窓口として、地域包括支援センターの業務内容をチラシやホームページ等で周知し、より身近で相談しやすい窓口となるよう、地域包括支援センターの愛称を募集・決定し、認知度の向上に努めています。
- 民生委員や地区組織等と連携して高齢者に関する相談を受け、ニーズを把握し、適切なサービスの提供、関係機関及び制度の利用等につなぐことができるよう努めています。

- 困難事例については、関係する地域の支援者や関係機関、町職員等が集まって支援内容を検討し、方向性の共有に努めています。
- 高齢者の福祉サービスの情報提供として、医療と介護に関するサービスマップを活用するとともに、介護保険制度周知用パンフレット、介護サービス事業所一覧等を作成し、配布しています。

### 課題

- 多様化する相談内容や困難事例に対応するため、職員間や地域の支援者等との連携を強化するとともに、研修等による職員の資質向上に努める必要があります。
- 福祉サービス等の情報を自ら入手することが困難な高齢者に対し、地区組織の協力を得て地域に密着した周知活動を行い、同居以外の家族等にも相談窓口を周知する必要があります。

### (2) 生活支援サービスの充実

#### 取組状況

- 地域の支え合い体制づくりを推進し、既存の介護サービス事業所によるサービスに加え、民間事業者によるサービス、元気な高齢者等の住民が担い手として参加する支援等、高齢者のニーズに適したサービスや支援が提供できるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。
- 住民が担い手となって参加する住民主体の活動や、地域において互助を基本とした介護予防・生活支援サービスが創出されるよう、生活支援コーディネーターの活動支援を行い、サービス担い手の養成やサービス提供主体間の連携体制づくりに努めています。
- 運転免許証を自主返納した高齢者に対し、公共交通機関の利用支援を行い、交通手段の確保に努めています。
- 一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、日常生活を営むのに軽度の支障がある場合に、訪問介護員を派遣して軽度な日常生活上の援助を行っています。
- 外出が困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを提供しています。
- 一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、定期的に栄養バランスの取れた食事を配達するとともに、安否の確認を行っています。

- 65歳以上の病弱又は障害のある一人暮らし高齢者に対し、家庭用緊急通報機器の貸与による援護体制を整備することにより、日常生活上の安全を確保し、精神的負担の軽減を図っています。

### 課題

- 介護サービス事業所、丸森町シルバー人材センター、ボランティア団体等のサービス主体間の連携を円滑にするため、生活支援コーディネーターの活動支援の充実を図っていく必要があります。
- ボランティアの養成講座等を受講した地域のサービスの担い手が、受講後に地域の様々な活動に参加できる機会を増やすことで、住民が主体となってサービスを創出できるよう、生活支援コーディネーター等と連携しながら活動支援を行っていく必要があります。
- 自家用自動車等を利用できない高齢者の移動支援体制の整備に向けた検討を、関係機関が連携して進めていく必要があります。
- 日常生活上の支援が必要な高齢者の状況やニーズは多様化しており、ニーズに合ったサービスや支援が柔軟に提供できるよう、サービス提供主体との連携を強化する必要があります。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

#### 取組状況

- 近隣市町、角田市医師会、仙南歯科医師会角田・丸森支部、仙南薬剤師会角田丸森地区支部及び介護サービス事業所等と連携し、情報共有ツールの見直しや情報共有のための情報誌の作成・配付等、医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するための取組を進めています。

### 課題

- 今後、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害対応等の様々な局面において、関係者間の連携を推進するための体制の整備を図ることが重要です。
- 地域の目指す姿や連携体制の評価を住民、医療・介護関係者で共有し、PDCAサイクルに沿った取組が必要です。

#### (4) 認知症施策の推進

##### 取組状況

- 子どもを含めた地域住民を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の症状や早期発見・早期対応の大切さ、認知症の方への接し方など、認知症についての理解の促進を図っています。
- 認知症に関する相談窓口やサービス等を活用できるよう、認知症サポーター養成講座や出前講座等で「認知症支援ガイド（認知症ケアパス）」の活用を呼びかけるとともに、同居以外の家族や支援者も閲覧できるようホームページに掲載しています。
- 認知症について早期に相談できるよう、出前講座やチラシの配布等により地域包括支援センターやこころの相談等の相談窓口の周知を継続しています。
- 医療と介護の専門職で構成する認知症初期集中支援チームの周知を行い、対象者の把握や適切な支援に結び付けることができるよう努めています。
- 認知症地域支援推進員を配置して認知症に関する相談対応を行い、適切な支援につながるよう努めるとともに、介護サービス事業所等に所属するキャラバン・メイトと認知症サポーター養成講座を開催するなど、地域の専門職との連携を図っています。
- 地域の介護サービス事業所と連携して認知症カフェを開催し、認知症の方の居場所づくりや介護者の負担軽減を図っています。
- 位置検索サービス（GPS）やQRコードなどの情報通信技術（ICT）を活用した早期身元確認システムを導入し、高齢者見守り体制の充実を図っています。

##### 課題

- 子どもから高齢者まで幅広い年代の住民や認知症の方と関わることが想定される職域の従業員等に対し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を拡充していく必要があります。
- 早期に必要な医療や介護につながるよう、「認知症支援ガイド（認知症ケアパス）」の活用に向けて定期的な周知を行い、相談窓口を目にする機会を増やすとともに、相談体制の充実を図る必要があります。
- 高齢者等の身近な「通いの場」等において、専門職による健康相談等の認知症予防につながる活動を拡大させる必要があります。

- 認知症初期集中支援チームの有効な活動につなげるため、地域住民や関係機関等に引き続き周知するとともに、対象者の把握に努め、早期に適切な対応につなげる体制を構築する必要があります。
- 介護者の負担軽減を図るため、気軽に相談したり集うことができる場を拡充する必要があります。
- 「認知症バリアフリー」として、高齢者見守りネットワーク事業や情報通信技術（ICT）を活用した早期身元確認システム等を活用し、地域に合った高齢者見守り体制を充実させる必要があります。
- 認知症の方本人やその家族のニーズを介護保険サービス等へつなげるだけでなく、地域の中での生活やつながりを継続していくよう、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組（チームオレンジ）を構築する必要があります。
- 認知症カフェには本人の参加が少ないため、認知症の方が地域で生きがいや役割を持って生活することができるよう、認知症の方の居場所づくりや社会参加を促進する必要があります。
- 認知症の方ができるだけ地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるため、本人の視点が反映されるよう、本人が意見を発信したり意見を把握する機会を検討する必要があります。

※ 認知症バリアフリーとは

移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために障壁を減らしていく取組のこと。

---

## （5）地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

---

### 取組状況

- 地域ケア会議（地域包括ケア推進会議）を開催し、地域課題の抽出や対応策の検討を行うとともに、認知症施策推進、在宅医療・介護連携推進、介護予防・生活支援体制整備推進の3つの部会を設置し、部会ごとの地域課題について検討を行っています。
- 「介護予防のための地域ケア個別会議」を角田市と合同又は町単独で開催し、多職種からの専門的な助言を得て、高齢者の生活における様々な課題を明らかにするとともに、自立支援の視点に立ったケアマネジメントの質の向上や地域課題の掘り起こしを図っています。

- 自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を多職種向けに開催し、ケアマネジメントの質の向上を図っています。

### 課題

- 既存の地域資源の活用や地域に不足している地域資源の開発、人材の育成、新たな仕組づくり等について、地域包括ケア推進会議等による協議を進め、地域包括ケアシステムの早期実現に努める必要があります。
- 地域包括ケア推進会議で整理された地域課題を庁内関係部署や関係機関等と共有し、課題解決に向けた検討を進めることができます。
- 地域で適切なケアマネジメントが行えるよう、地域住民や介護サービス事業所等に対しても介護予防や自立支援に関する理解の促進を図る必要があります。
- 介護保険サービスだけでなく、地域資源を活用した個別の対応ができるよう、介護支援専門員と生活支援コーディネーターが連携していく必要があります。
- 高齢者の生活の質（QOL）を向上するため、多職種協働で個々の事例から地域課題を明らかにすることで、地域の実情に応じた地域資源の開拓につなげていく必要があります。

### （6）安心できる居住環境の整備

#### 取組状況

- 身体機能が低下した場合でも安心して生活できるよう、自宅のバリアフリー化等の住宅改修を支援しているほか、施設等でも利用環境の改善による安全性・利便性の向上を図っています。
- 自宅での生活が困難になった場合に、ケアを受けられる住まいへの住替えができるよう、情報提供に努めています。

### 課題

- 高齢者の経済状況や日常生活動作、要介護認定状況等様々な状況に応じた住まいの確保について検討する必要があります。

### (7) 介護家族への支援の充実

#### 取組状況

- 高齢者を介護している家族等を対象に家族介護教室を開催し、介護方法や介護者自身の健康づくり等について学ぶことで、在宅介護が継続できるよう支援しています。
- 要介護者を介護している家族を支援するため家族介護者交流サロンを開催し、介護者的心身のリフレッシュの機会を提供するとともに、情報交換や健康相談を行うことにより、介護者的心身の健康の保持増進を図っています。
- 家族介護支援レスパイト事業により、介護保険制度による利用限度を超えた場合のショートステイ利用を支援しています。
- 要介護者を介護している家族の経済的負担の軽減を図るため、紙オムツ等購入費の一部を助成しています。

#### 課題

- 住み慣れた自宅での介護が継続できるよう、要介護状態の高齢者を介護している介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、介護者への支援事業について、参加しやすい開催方法の検討やホームページ等を活用した一層の周知を進める必要があります。

## 4 サービスの質の向上と福祉・介護人材の確保及び育成

### (1) サービスの質の向上

#### 取組状況

- 介護サービス事業所が提供するサービスの質の向上を図るため、角田市との合同で事業所間の連携体制づくりに向けた情報交換を実施しています。
- 介護保険制度の適正な運営のため、介護サービス事業所への助言・指導を行っています。

## 課題

- 多様化する利用者のニーズに合った介護サービスを提供するため、医療機関や介護サービス事業所等のそれぞれの役割を果たしながら、連携を強化していく必要があります。

### (2) 福祉・介護人材の確保及び育成

#### 取組状況

- 新たな介護人材の確保や現任介護職員の資質向上と離職防止を図るため、介護資格取得に要する経費の補助を行っています。
- 介護職員が離職せず働き続けることができる環境の整備を推進するための研修会を実施しています。

## 課題

- 補助制度の周知と利用の促進を図り、人材の確保や介護職員の資質向上と離職防止に努める必要があります。

## 5 地域包括支援センターの適切な運営と評価

### (1) 適切な運営

#### 取組状況

- 地域包括支援センター運営協議会を兼ねる介護保険運営委員会の意見を踏まえ、高齢者の生活を支える「総合相談窓口」として、事業計画に基づく各種サービスの提供等による包括的な支援に取り組んでいます。

## 課題

- 今後の高齢化の進展等に伴い増加し、かつ変化するニーズに適切に対応

する観点から、地域包括支援センターの機能や体制の強化を図ることが必要です。

## (2) 適切な評価

### 取組状況

- 地域包括支援センターが自ら計画を立てて実施した事業について、国が定める基準により評価を実施しました。

### 課題

- 地域包括支援センターに求められる機能を発揮するため、事業評価結果を介護保険運営委員会で報告し、その意見を踏まえながら、事業の質の向上のため必要な改善を図ることが必要です。

## ■令和元年東日本台風及び新型コロナウィルス感染症の影響

令和元年東日本台風により、広範囲にわたり大規模な被害が発生したため、災害対応業務に最優先に取り組む必要が生じたこと、保健センターが被災して使用できなくなったことにより、計画していた事業の多くを中止又は延期としました。

また、令和2年1月より国内において新型コロナウィルス感染症が拡大したことを受け、感染予防の観点から、集団を対象とする事業や飲食を伴う事業を中止し、大勢が一堂に会する会議を書面で行うなどの対応を行いました。